

## 令和7年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会 発言要旨

日時 令和7年12月23日(火) 午前10時から11時30分  
場所 静岡県庁西館4階第一会議室A

### 1 開会

#### ●事務局

ただいまより令和7年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会を開会します。

協議会開催の成立要件について確認します。本日は過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例」第9条2項の規定に基づき、本協議会が成立することを御確認下さい。

それでは、本協議会会長の池上教育長より、挨拶申し上げます。

#### ○池上会長

皆様、おはようございます。御多用の中、静岡県いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、今日ここにお集まりの委員の皆様には、日頃から、それぞれのお立場においてこどもたちの健全育成に御尽力いただいていること、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では、平成26年3月に静岡県いじめの防止等のための基本的な方針を策定いたしました。また、平成28年12月には静岡県子どもいじめ防止条例を策定し、いじめ問題の克服に向けて社会一丸となって取り組んでいるところです。

一方で、現代社会においては、情報通信技術の発展やこどもがストレスや不安を感じやすい社会構造、生活環境の影響により、いじめが複雑化し、深刻化する傾向がございます。

本県におけるいじめの認知件数は、コロナ禍以降、右肩上がり推移しております。これは、学校や保護者、地域がいじめの問題を真剣に受け止め、積極的に対策を講じていることの表れですが、であればこそ、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を一層強化し、適切に実施することが極めて重要であるとの認識を持っております。また、深刻化し、複雑化するいじめの問題に対処するためには、学校だけでなく、家庭や地域、相談機関、関係機関が連携し、本日の会議のように取り組むことが極めて涵養であるとも感じております。

本日は、いじめ防止に向けた地域、学校及び関係機関の連携をテーマに、意見交換・情報交換を進めて参りたいと思います。内容は、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止、早期発見及び対処の取組の充実です。

インターネット上の人権侵害への対応は喫緊の課題であり、県議会の特別委員会においてもこどものSNSの適正利用について議論が行われていると承知しております。インターネットを通じて行われるいじめに対して、どのように社会全体で取り組んでいくのか。目に見えるものではないだけに難しいこととは思いますが、是非皆様から御意見を賜りたいと考えております。

最後になりますが、本協議会をとおして、いじめ問題への体制をより強固なものとして、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる、また学べる環境づくりを着実に進めていきたいと考えております。本日は限られた時間ではありますが、是非忌憚のない御意見をいただけるようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ●事務局

本協議会は公開とさせていただき、報道関係者等が入室する場合がありますので、御承知願います。

それでは、次第に沿って会を進行いたします。ここからの進行は、池上会長にお願いします。

#### ○池上会長

はじめに「2 説明」です。事務局から説明します。

## ●事務局

- (1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会 【資料1】を説明)
- (2) 静岡県のいじめの状況等 【資料2】を説明)
- (3) 令和7年度県・県教育委員会の取組 【資料3】を説明)
- (4) 静岡県子ども・若者施策推進本部会議 【資料4】を説明)

## ○池上会長

続いて、「3 報告」です。事務局から報告します。

## ●事務局

- (1) こどもの非認知能力の育成に向けた取組の推進 【資料5】を説明)
- (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応 【資料6】を説明)

## ○萩原委員

「非認知能力（社会情動的スキル）」と記載されているが、非認知能力が社会情動的スキルのことだと理解できる人がいる一方で、そうでない人もいます。非認知能力は感情や行動、社会的スキルなど数値化できない能力のことで、文部科学省では意欲、意志、情動など社会性に関わる3つの要素で、具体的には目標達成に向けた粘り強さ、状況に応じた柔軟な対応、他者との協力を指すと説明しています。非認知能力の育成が重要だということは理解しましたが、非認知能力を初めて聞く人にも分かるように、予め丁寧に説明することが必要だと考えております。

## ○池上会長

教育界では非認知能力という言葉が広く使われるようになりましたが、御意見を受け、配慮が足りなかったと反省しております。非認知能力は、数学や語学などテストで測れる認知能力と対比され、粘り強さや意欲など測定しにくい能力を指します。このことを相互に理解したつもりで取組を進めると、そこに誤解を生む可能性もあるため、こどもにも伝わる形で分かりやすく説明することが重要だと改めて感じております。

次に、「4 意見交換・情報交換」に移ります。意見交換・情報交換の趣旨を事務局から説明します。

## ●事務局

(いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び関係機関の連携 【資料7】を説明)

## ○新家委員

SNSは、大人よりも子どもの方が操作に詳しい現状があります。その上で、学校教育では、携帯・スマホだけでなく、1人1台端末を含めたデジタル機器の使い方を体系的に教える必要があると感じています。提示された6つの事例からは、人への不信感や学校生活への意欲喪失、不安・恐怖、アカウント乗っ取りによる不信、友人への不信、警察と学校の連携推進、不登校に繋がる可能性といった問題点が見えてきます。これらに対応するためには非認知能力を含め、相手の気持ちを感じ取る心のひだを育むことが重要です。また、いじめに対する初動体制の充実や、学校と警察の連携、高校でのいじめを認知する意識等の改善、さらには、人権教育の推進によって、教員と子どもたちの人権感覚を高めていく必要もあると感じています。

## ○池上会長

SNSの使用は、私たちの世代より子どもの方が技術に詳しくなっていくという前提のもと、技術的対策よりも、SELなど内面に対するアプローチが重要だという御指摘でした。人権教育を通じた人権感覚の育成が、結果的にSNS上のいじめに対する重要な対処法になるというお話でした。

## ○北川委員

学校教育としては、早期発見と防止が両輪として求められており、特に防止のための取組が重要であると感じています。具体的には、心のひだなど、非認知能力の育成と、SNSを含む端末の適切な使い方を教えることです。手紙など、昔からあった行為が、形を変えてSNS上で行われるようになりました。端末の使用禁止は現実的ではなく、「ギガワークブック」等の教材を活用して指導・支援を行うこと、そして学校教育全体を通じて温かい雰囲気や人を思いやる心を粘り強く育てていくことが重要だと感じています。

## ○池上会長

ここまでのところで、SNSの使い方に関するアプローチと感情の機微に寄り添う非認知能力の育成というアプローチの2つをバランスよく進めることが重要との御意見をいただきました。

## ○川崎委員

いじめの認知件数が増えていますが、これは小さいいじめも見逃さずに計上しているためで、学校現場では肯定的に受け止めています。本校では、生徒指導案件の約7割がネット関連で、ネットいじめが主要な課題となっています。子どもたちは端末を使いこなす一方で、ネットリスクや情報モラルの知識が乏しく、場合によっては犯罪に関わる行為だと認識していない場合もあります。対策としては、SNSの誤った使い方を防ぐための情報モラル教育を反復して行い、正しい知識を与えることに力を入れています。また、子どもがSOSを心に秘めてしまう問題に対応するため、SOSを出しやすい体制づくりにも力を入れています。本校では1人1台端末を活用し、2か月ごとに端末で心のアンケートを実施し、些細なSOSも見逃さない仕組みを整えました。今後も、情報モラル教育とSOSの発信を促す体制づくりが重要だと考えています。

## ○池上会長

情報機器の操作方法だけでなく、それをどのように使うかという点で、情報モラル教育が重要との御意見でした。また、子どもがSOSを出しやすくすること、SOSを適切に関係者に伝えられる体制づくりが必要であるとお話でした。

## ○齋藤委員

インターネット上のいじめは発見しにくいいため、SOSを受け止められる先生や大人、保護者でいることが非常に重要だと考えています。県が紹介する様々な対応ツールがありますが、教員がこれらを使って、時折、自らを振り返ることが大切だと思います。子どもは大人の言動をよく見ており、温かい言葉掛けをする教員のクラスはクラスの雰囲気も温かくなります。

特別支援学校には現在SSWの配置はありませんが、現場からは非公式に相談が来ることもあり、特別支援学校にもSSWを導入する必要があるのではないかと感じています。

## ○池上会長

大人は子どものSOSを受け取ることのできる存在であるべきということ、また、温かな声掛けや言葉が不可欠で、子どもはそうした言葉を通じて「この人は信頼できる」と感じるができるという内容でした。御質問について、特別支援学校のお立場から御意見を申し上げます。

## ○山崎校長（代理出席）

特別支援学校にはSSWは配置されておらず、それは配置上の問題であると認識しています。スクールカウンセラーは年数回来校し、相談に応じてくれています。特別支援学校では自主通学する生徒のスマートフォンの所持率が高く、ネット上のトラブルが増えています。多くは教員が子どもに相談をする中で発覚しており、学校の相談体制を整えることが重要です。特に知的障害や自閉症を伴う生徒は対人理解や言葉の使い方には課題があり、文字中心のネット上では感情や状況を読み取るのが難しく、トラブルに発展しやすい状況です。各校でSNS講座等の取組は進んでいますが、やはり相談体制の整備や人権教育を含め、対人関係や適切な言葉遣いについて継続的に指導する必要があると考えます。

## ○池上会長

特別支援学校は、生徒の特性から対人関係や社会性に課題があり、対面での困難がSNSの文字だけのやり取りでさらに増すことがあるとのことでした。

特別支援学校へSSWを配置することについて、学校から要望があるのかを確認したい。

## ●特別支援教育課

学校から、SSWの専門性が必要との声はあります。

## ○池上会長

委員に御指摘いただいた点について、ネットいじめという文脈に限定しない形で、SSWのニーズを確認していきたい。

## ○稲葉委員

大学生と高校生のこどもを育てる中で、こどもたちには言葉を大切にしよう教えています。こどもがSNSによる課題に直面した際、家庭内での行動や感情が変化しました。こどものSO Sを、家庭においていかに早くキャッチできるかが大切だと考えています。同時に、過干渉になりすぎず、信頼関係を築くことの重要性も感じています。

SNSによる課題に対しては、相手と対立するのではなく、周囲の協力を得ながら、相手にSNSへのイメージを変えてもらえるように努めました。結果的に、相互に高め合う方向に進み、解決できたことが良かったと感じています。

幼児期からスマートフォンを渡されるこどもが多く、スマホ依存を助長している現状を変えるべきだと考えます。また、人との繋がりからトラブルが生じることは必然であり、それを回避する方法を家庭と学校で話し合っていく必要があるとも思っています。SNSには新しい人間関係が生まれるなどの良い面もあり、そのことを含め、家庭で対話ができる環境を作っていくことが重要です。

食事がこどもの行動に影響するという調査があり、多くの家庭はそれを知らないのではないのでしょうか。PTAとして情報発信をしつつ、まず家庭で食事を見直し、また、普段の何気ない言葉を大切にしよう伝えていきたいと思いました。

## ○池上会長

SNS上の「見えない」いじめを大人がどう察知し、受け止めるかが重要で、その第一は家庭・保護者であり、過干渉を避けつつ、見守りながら、信頼関係の下でこどもの状況や感情を把握することが大切という御意見でした。

## ●社会教育課

県教育委員会では、乳幼児のスマートフォン利用の低年齢化を受け、保護者向けに「家庭でスマートフォンと上手に付き合うためのルール作り」を推奨するためのチラシを作りました。乳幼児健診等の機会に配布して周知しています。

## ○寺川県PTA連絡協議会事務局（代理出席）

核家族化やPTA存続の問題がある中で、保護者同士のつながりが希薄になっていると感じています。「社会総がかりでいじめを克服する」という趣旨には賛同しますが、そうした意識を持つ保護者は少ないと感じています。当事務局で開催した研修会でも、家庭教育支援やスマホルールづくりなどの県の取組を初めて知る保護者が多く、「良い取組があるならもっと周知して欲しい」という要望が出ていました。

県で情報を発信しているものの、保護者が取りに来ない限りは届かないというもどかしさがあります。親同士の繋がりが希薄になることで、いじめなど、親同士で解決できる問題でも学校へ直接持ち込まれたり、こども同士の情報が親に入らないことによるトラブルが増えたりすると考えています。県PTA連絡協議会としては、保護者の声を受け止め、力になりたいと考えています。併せて、県の取組が多くの保護者に届くことを期待しております。

## ○池上会長

「学校・家庭・地域の連携」とは言うものの、実際には学校と各家庭を結ぶ「線」はあるが、家庭同士の「面」としてのつながりが希薄になっている。そのため、こどもの関係がこじれた際に、家庭間で情報共有や連携ができず、問題が大きくなっていくという御指摘でした。

一方で、PTAの在り方は従来とは異なる意識で対応する必要があり、同じ学校の保護者同士の関係づくりや有効な取組をどのように周知するのが現在の課題であると認識しました。

## ○太田副会長

当市では、1人1台端末を活用して「ホットデジタル」という相談窓口を設け、いつでも誰でも書き込みができる仕組みを運用しています。投稿には青少年相談センターが回答しますが、相談内容にはネットに関することも含まれます。利用者は中学生よりも小学生の方が多い状況です。

次に、教育委員会に寄せられるいじめの相談では、初期対応をした学校の教職員の対応が不十分であることが散見されます。教育委員会としては、こども基本法に則り、教員の人権感覚を高める研修を行ったり、また、各校で研修を行ったりする必要があると感じています。最初に話を聞いた教職員が重大性を認識できれば、校内で迅速かつ組織的に対応ができ、こどもの被害を小さくすることができます。初期対応を誤ると状況が悪化することがあるため、初期対応の重要性を感じています。

## ○池上会長

初期対応について、どの学校、どの教員でも適切に行うことができる体制づくりが必要というお話でした。

## ○久保田委員

函南町教育委員会では、学校・家庭・地域の連携の中で、生徒指導を最重要課題と考えています。函南町では学校が中心となり、日々の学習活動の中で発達支持的な指導を行い、未然防止を図っています。具体的には、学級指導、ホームルーム、道徳の授業等で指導を行っており、当町の初任者に対しては、生徒指導提要进行を必ず紹介して読むように勧めています。校長の中には町費で生徒指導提要进行を職員向けに購入し、長期休業中などの研修で活用する者もいます。まずは、学校が中心となり、そして家庭とどのように関わっていくかということが重要です。

教育委員会では、入学説明会や保護者面談などで、小、中学校共通の生徒指導方針を教育委員会と学校長の連名で周知しています。その方針には、スマートフォンの使用は基本的には保護者の責任で管理する旨が盛り込まれており、10年以上運用され、定着していると考えています。スマホトラブルに遭遇した場合、家庭から直接警察に相談するケースが増えており、改めて学校と家庭の連携の重要性を感じているところです。また、県が示す「家庭のスマホルール」は長期休業前に各学校がこどもを通じて必ず家庭へ配布するよう徹底しています。

また、町内全校で学校運営協議会を設置し、いじめや不登校を含む生徒の状況を校長が報告しています。地域として、また協議会のメンバーとして、対応を前向きに検討していただけるように配慮しています。

教育委員会は、関係機関や学校、町の代表らと生徒指導連絡協議会を開き、顔の見える関係を作り、SOSを出しやすい環境づくりを進めています。終わりのない取組ですが、今後も様々な対応を検討して行きたいと思えます。

## ○池上会長

学校・家庭・地域の連携において、学校が中心となって生徒指導に取り組んでおり、若手教員にも生徒指導提要进行を活用して理解を促しているということでした。また、保護者には、入学説明会等の機会に、学校のルールを明確に伝えているというお話もありました。地域では、コミュニティスクールを活用して顔の見える関係を作り、ちょっとしたことを相談し合えるネットワークの構築を意識しているとのことでした。

ここで、県教育委員会から生徒指導提要进行について御紹介します。

## ●小野田教育監

文部科学省が学校の生徒指導のあり方を示したもので、久しぶりに改訂が行われました。校則の見直しなど、時代の変化に対応した内容になっています。本提要を正しく理解することで、教職員がいじめ対応を含む生徒指導において、適切に指導を行うことができるようになります。

## ○鈴木俊委員

学校のいじめに関する相談は、6つの事例を網羅するような形で多く寄せられております。いじめ対応のための地域・学校の連携に、警察も加えていただきたいと考えております。警察への相談は早い段階から遠慮なく行っていただき、こちらが介入するかどうかは別として、相談は積極的にお願いします。相談内容としては、同級生のグループチャットからの仲間外れや、性的画像が同級生グループで回されるといったSNS上の「デジタルタトゥー」など深刻な被害を生むものもあります。学校に出入りしている警察OBのスクールサポーターと連携していただきたいと考えます。

いじめが必ずしも原因ではありませんが、家庭や学校に居場所がないことを理由に、今年10月末時点で静岡県内の児童生徒で家出を含む行方不明者は計216件に上り、内訳は小学生17人、中学生96人、高校生103人という状況です。警察は、学校と連携して非行防止教室で児童生徒にネットモラルや法教育を行い、保護者向けには入学説明会やPTA総会、授業参観後の懇談会などで「すくすくスクラム」等の資料を使った啓発活動を実施しています。さらに、警察本部が高校生と少年警察補導員のキャラクターを作り、いじめ対策、非行防止、SNS被害防止などを毎月のテーマで発信しており、皆様にも周知の協力をお願いできればと思います。

警察の啓発活動は学校の通常の生徒指導とは別の視点で行われ、児童生徒や保護者が新たな気づきを得る意義ある機会だと認識しております。学校でのいじめ対策は、関係機関が連携して児童生徒に関する知見を深め、事案発生時は早期かつ適切に対応して被害児童生徒を救済することが重要です。今後とも御協力をお願いします。

## ○池上会長

警察との連携も視野に入れていただきたいということで、学校も家庭も教育委員会もためらわずに対応したいと思います。

## ○鈴木章委員

法務省の人権擁護機関として、ネットいじめの未然防止のため、インターネットの問題点や危険性を知る機会を設ける取組を行っています。具体的には、法務大臣が委嘱する民間ボランティアである人権擁護委員が「人権教室」を実施しており、いじめについて考える場を通じて思いやりや命の大切さを学ぶ人権啓発活動があります。人権教室は扱うテーマや時間を学校の要望に応じて柔軟に調整できる点を長所としています。学校からはインターネットやSNSを題材にして欲しいという要望が増えているという実感があります。人権擁護委員が人権教室を行うと、外部の大人が入ることで子どもたちが真剣に聞き、授業とは違う新鮮さやインパクトを与えられています。

また、いじめの早期発見のために、子どもが金銭的負担なく相談できる窓口を2つ設けています。1つは全国共通のフリーダイヤル「こどもの人権110番」で、電話で気軽に相談できます。もう1つは「こどもの人権SOSミニレター」で、県内の全小中学生に毎年1枚ずつ配布するA3二つ折りの用紙で、半分が便箋、半分を切り取って封筒にでき、切手不要で投函できるため、無料で相談することができます。以上がいじめの未然防止と早期発見を目的とした取組です。

## ○池上会長

人権教室は学校からのオファーに柔軟に対応していただけるということで、是非、学校関係の出席者の皆様、念頭に置いていただければと思います。

## ○市原委員

県内には政令市を含めて児童相談所が7か所設置されています。児童相談所では厚生労働省の区分に従って相談を分類しており、その中にはこどもの性格、行動に関する相談の項目があります。全国では児童相談所が240か所あり、令和5年度の相談件数は約56万8,000件、うち性格、行動に関する相談は2万1,660件で、約4%を占めています。県内の5か所の児童相談所についても同様の傾向が見られます

保護者からはこどものゲームやスマートフォンへの過度な耽溺についての相談が多く、面談してみると学校で孤立していたり、過去にいじめや仲間外れの経験があったりする例があることが分かります。問題行動の背景やきっかけにいじめが関係している場合がありますので、学校や市町の相談機関、医療機関と情報共有、連携しながら引き続き対応していきたいと思えます。

## ○池上会長

保護者からの相談が結構多いという印象です。

## ○海野委員

これまでお話を伺ってきて、実際に難しい問題に直面した場合、その時の対応が最優先となり、少しでも早く解決してあげたいという思いになるということに気づきました。

一方、保育園の場合、目標はこども一人一人が尊重され大切にされていると実感できるようなことであり、年長児であっても友人とのトラブルを自分で解決する力をかなり身につけています。解決の方法も「正しい」「間違っている」で判断するのではなく、こどもが持つ力を信頼して、それぞれの話をよく聞くということです。幼稚園や保育園、こども園を卒園した後も、こどもの立場に立って本気で向き合い、対応してくれることを望みます。小学校に進学させる立場からは、こどもが大きな力を持っていることや、幼稚園、保育園時代にかかなりの力を培ってきていることを受け止めていただき、その後の教育をお願いしたいという思いでおります。

## ○池上会長

こどもの問題解決能力、あるいはそこに対する大人の働きかけ、それらがとても大事だということをも受け止めました。

## ○山本委員

学校関係者には自明かもしれませんが、関わってきた多くのこどもたちの訴えとして、最も辛いことは「相手にされないこと」だと感じています。

こどもたちも人格が成長し、高校生くらいになると大人を信用しない子もいれば、信用する子もいます。友達の影響も大切ですが、こどもの成長に最も重要なのは大人の関わり方ではないかと常々感じており、今日、様々な機関や保護者の方の話を聞いて改めてそう思いました。本校では、教員が温かい心でこどもと接することを重視し、そのための研修に力を入れていきたいと考えています。こどもたちが心を開いてくれる、そのような学校を目指したいと思えます。

また、近年の事例は資料に挙げられた内容に当てはまることが多く、こどもたちの多様化や変化の速さに教員が対応しきれない面があると感じています。教員は当事者双方に対して教育的配慮で何とか対応しようとする傾向がありますが、行為が明らかに犯罪に該当する場合は、カウンセラーや医療機関、警察、弁護士といった外部専門家を入れて対応する学校が増えてきています。地域性によりこどもたちや保護者の様子も変わってくるため、やはり大人同士が連携することが非常に大事なことと感じています。

最後になりますが、やはり教員が変わらなければならないと思っており、この協議会を通じて自分たちの今後の進むべき方向が見えたという感想を持ちました。

## ○池上会長

大人の関わり方が問われているという重要なお話で、それは我々の側で手を打てる部分でもあると思えました。

## ○川瀬委員

公認心理師協会は、学校でSCとして協力をしています。今回の話題であるSELは心理の専門領域に合致するため、SCを巻き込んで取り組んでいただきたいと思います。全てのSCが協会所属ではないため、学校側からも「こういうものができたんだよ」「これを活用していきたい」と積極的に働きかけて欲しいと思います。

SCにとって個別相談は重要ですが、予防的な取組も大切であり、道徳の教科書にもリフレーミングやコーピングといった内容が載っている場合があります。そうした場でSCとのコラボレーション授業を提案しているため、是非活用して欲しいと思います。

また、第三者委員会委員の推薦依頼が年々増えており、市町単位だけでなく学校単位の委員会もあるため、対応に時間がかかることがあります。経験の浅い心理士を推薦することは不安な面もあるため、適任者の選定に時間をいただく場合があることを御承知ください。

本日、初動対応の話がありました。初動対応は重要ですが、それ以上に教員と生徒、保護者の日常的な関係性が大切です。子どもが将来、大人や保護者になったとき、子どもの頃に関わってくれた先生への信頼が学校への信頼につながり、いじめや不登校などの問題解決がスムーズになることがあります。短期的な対応だけでなく、先を見据えた日常的な関わりを期待しています。また、子どものアセスメントが必要な場合も心理士を活用していただければと思っています。

## ○池上会長

ただいまの御意見の中で、普段の関係性が大事というところ、これは私たちが肝に銘じていくべきことという感想を持ちました。その中で、今回御提案したSELの枠組みも、SCの中には馴染みのない方もいらっしゃるかもしれないということから、学校側から働きかけて、あるいはこういったものをコミュニティスクールの中で地域の皆様と共有することも、また、保護者の皆様とも共有していくことは大事なことと思いました。今回の社会情動的スキルに関することを、より様々な方々と共有しながら子どもたちを育てていきたいと感じたところです。

本日は、貴重な御意見を様々な角度から頂戴できましたこと、感謝申し上げます。本日の内容を整理して、今後の施策に生かしていきたいと思います。また、皆様方におかれましても、本日の内容をお持ち帰りいただいて、それぞれの御活用の中で生かしていただければと存じます。

## 4 閉会